

鳥取県告示第 238 号

新潟市及び浜松市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、その例によることとされる同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

(1) 加入地方公共団体の名称

新潟市及び浜松市

(2) 加入年月日

平成 19 年 4 月 1 日

2 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「堺市」の次に「、新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。